

# 鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について (第4管理期間)

平成30年9月14日 公表

## 第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県においては、くろまぐろは、曳き縄漁業や定置漁業を中心に漁獲され、本県にとって重要な資源となっている。
- 2 このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合は、この旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
- 4 また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は調査研究の進展を図るため、県水産試験場を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第13条第2項に規定される協定の締結を図り、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を推進する。

## 第2 くろまぐろの漁獲可能量について鳥取県の知事管理量に関する事項

くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚(以下「小型魚」という。)	1.9トン	うち 0.2トンを留保する
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚(以下「大型魚」という。)	6.0トン	うち 0.6トンを留保する

全国における小型魚又は大型魚の採捕の数量がそれぞれ我が国全体の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該数量を公表した場合は、本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

## 第3 くろまぐろの知事管理量に関し、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

法第13条第2項の規定に基づく本県知事の認定を受けた協定の締結により、定置漁業、曳き縄漁業及びその他漁業は厳格な管理措置を実施する。

## 第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

第2の知事管理量を遵守するため、以下の管理措置を講じるものとする。

## 1 緊急報告体制及び緊急管理措置について

(1) 各漁業協同組合は急激な採捕の数量の積み上げに備え、下表に該当する場合は速やかに県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業協同組合	漁業種類	報告基準
鳥取県漁業協同組合	・ 定置漁業	・ 1 か統／日当たり 100 キログラムを超える量の採捕
	・ 曳き縄漁業 ・ その他漁業	・ 1 隻／操業当たり 100 キログラムを超える量の採捕
田後漁業協同組合 中部漁業協同組合 赤碕町漁業協同組合 米子市漁業協同組合	・ 曳き縄漁業 ・ その他漁業	・ 1 隻／操業当たり 100 キログラムを超える量の採捕

(2) (1)の県への一報は下表の体制により行うものとする。

漁業協同組合	漁業者の段階	漁業協同組合の段階	県
鳥取県漁業協同組合	・ 各漁業者から、支所長に連絡※ <sup>1</sup>	・ 支所長から、本所指導部に電話連絡	・ 漁協又は本所指導部から県水産課にメール/FAX 連絡※ <sup>2</sup>  ・ 県水産課は送信者に受信連絡
田後漁業協同組合 中部漁業協同組合 赤碕町漁業協同組合 米子市漁業協同組合	・ 各漁業者から、販売担当者に連絡※ <sup>1</sup>	・ 販売担当者から組合長に電話連絡	

※<sup>1</sup> 各漁業協同組合は、上表の漁業者と漁業協同組合間の連絡網を整備するものとする。

※<sup>2</sup> 県は、上表の各漁業協同組合と県水産課間の連絡網（土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む）を別に定めるものとする。

(3) (1)の一報があった際、漁業者が取り組む緊急の管理措置は下表のとおりとする。また、県は当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているかどうかを確認し、必要な措置を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
定置漁業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該漁業協同組合は所属組合員に対し大量入網があった旨の緊急連絡をする。</li> <li>・ 本県の残枠が判明するまでの当面の間、漁業者は混獲時の生存個体の放流、くろまぐろの入網時の網の開放及び臨時休漁を実施、漁業協同組合は荷受けを自粛する。</li> </ul>

曳き縄漁業・その他 漁業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該漁業協同組合から所属組合員に対し大量漁獲があった旨の緊急連絡をする。</li> <li>・本県の残枠が判明するまでの当面の間、漁業者はくろまぐろを目的とした操業の自粛、混獲時の生存個体の放流を実施し、漁業協同組合は荷受けを自粛する。</li> </ul>
-----------------	---

(4) 県全体の合計で1日原則 0.2 トンを超える採捕の数量の報告があった際は、速やかに採捕の数量を国に報告する。なお、大型魚と小型魚共に同様の措置とする

## 2 採捕の数量の公表等について

(1) 県は法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理数量を超えるおそれがあると認める場合として、本県の第2の数量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該数量を公表するものとする。

(2) また、採捕の数量が我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本県の(1)の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表をもって本県の(1)の公表とする。

## 3 早期是正措置

県は採捕の数量を公表した後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする以下の早期是正措置を本県管内の漁業者等に対し講じるものとする。なお、(1)～(4)は大型魚と小型魚共に同様の措置とする

(1) 第2の知事管理量の7割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。

- ・曳き縄漁業及びその他漁業（定置漁業を除く）にあつては操業時間短縮又は操業回数（日数）抑制の実施に努め、2キログラム未満の生存個体は放流する。
- ・定置漁業にあつては生存個体の放流に取り組み 50 キログラム以上の漁獲が2日連続した場合、1日間出漁を見合わせる。
- ・これらの措置の実施を助言し、併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(2) 第2の知事管理量の8割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。

- ・曳き縄漁業及びその他漁業（定置漁業を除く）は、操業時間短縮又は操業回数（日数）抑制の実施に努め、くろまぐろの採捕は混獲のみとし、生存個体は放流する。
- ・定置漁業にあつては混獲のみとし、2キログラム未満の生存個体の放流に取り組み 50 キログラム以上の漁獲が2日連続した場合、2日間出漁を見合わせる。
- ・これらの措置の実施を指導し、併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(3) 第2の知事管理量の9割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。

- ・曳き縄漁業及びその他漁業（定置漁業を除く）は、くろまぐろを目的とした操業は自粛し、やむを得ない混獲の場合であっても生存個体は放流し、超過を確実に避けるために、1日1人1尾を混獲採捕した時点で、当該日の全漁業者の操業は切り上げる。
- ・定置漁業は、くろまぐろの採捕は混獲のみとし、生存個体は放流する。
- ・これらの措置の実施を勧告し、併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(4) 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について

(ア) 県は、管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。

(イ) 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じて、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力を呼びかけるものとする。

## 第5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項〈採捕の停止命令〉について

県は、第2の知事管理量の9割を超えた時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。また、農林水産大臣が我が国全体の小型魚若しくは大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて当該採捕の数量を公表した場合においても、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量に達したと見なされることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。

なお、遊漁者による採捕の数量も知事管理量に含むこととされているため、県が採捕の停止命令措置（法第10条関係）を講じた場合は、本県の海面における遊漁者も、当該命令の対象となる。従って、県は管内の遊漁者についても、当該命令の対象となるとともに、本県管内の漁業者と同様の指導を行うものとする。